

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獸保護区
指定計画書
(案)

平成 年 月
環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

【厚岸・別寒辺牛】 北海道厚岸郡厚岸町字神岩 30 番地の南西端から方位 180 度に引いた直線と厚岸湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を東進し厚岸大橋との交点に至り、同所から同橋を北進し同汀線に至り、同所から同汀線を東進し字住の江町 4 丁目 20 番地と同 21 番地の境界線との交点に至り、同所から境界線を北進し尾幌川右岸河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を西進し同字 13 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し 100m 進んだ地点に至り、同所から同河川敷地界と平行に西進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を西進し国道 44 号との交点に至り、同所から同国道を北進し字サンヌシ 65 番地の東端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同字 65 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 52 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字 51 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字 6-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字 5-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し別寒辺牛川右岸から西に 200m の距離をおいて引いた線との交点に至り、同所から同線を北進し同字 5-9 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 5-4 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し国有未開地の境界線との交点に至り、同所から旧境界線を北進し同字 1-1 番地の南東側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を南西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字セタニウシ 85 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 84 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 79 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 21 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林 109 林班 3 小班の北端に至り、同所から同所と同字 21 番地の東端と w 結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の北端に至り、同所から同所から方位 210 度の方向に引いた直

線を西進し同字 13 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字 77 番地との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字 86 番地の境界線との交点に至り、同所から同所厚岸町と川上郡標茶町との境界線とを最短距離で結ぶ直線を北西に進み同境界線の交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標茶町民有林 233 林班 15 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同小班の北端に至り、同所から同所から方位 0 度の方向に引いた直線を北進し片無去川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西進し道道厚岸標茶線の西側道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南進し字チャンベツ 24-26 番地の南端に至り、同所から同所から方位 270 度の方向に引いた直線を西進し町道茶安別第 5 号道路の西側道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み町道新拓 2 線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を西進し同道路敷地界と 437 林班 3 小班の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と 431 林班 3 小班の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同小班の北東端に至り、同所から同所から真東に見通した線を東進し 437 林班 3 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班 5 小班の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し 429 林班 1 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班 10 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班 7 小班の境界線との交点に至り、同所から民有林の境界線を北進し町道下茶安別牧場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北進し北片無去川左岸から北に 200m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し 235 林班 40 小班の境界線との交点に至り、同所から同小班の境界線を東進し同林班 39 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班 74 小班の境界線との交点に至り、同所から民有林の境界線を北進し同林班 74 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同林班 60 小班の北端に至り、同所から同所 233 林班 31 小班の北端とを結ぶ直線を東進し同小班の北端に至り、同所から同所と同林班 24 小班の西端とを結ぶ直線を北西に進み同小班の西端に至り、同所から同小班の境界線を北東に進み同小班と同林班 27 小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北東に進み南 2 線の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し

道道厚岸標茶線の東側道路敷地界との交点に至り、同所から同所から方位 60 度の方向に引いた直線を北東に進みチャンベツ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み 230 林班 32 小班と同林班 31 小班との境界線を延長した線との交点に至り、同所から同延長線を北進し同林班 32 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班 33 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同小班の東端に至り、同所から同所と同林班 34 小班の北端とを結ぶ直線を南進し同小班の北端に至り、同所から同小班と同林班 35 小班との境界線を延長した線を南進し川上郡厚岸町と標茶町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し根釧西部森林管理署管内国有林 212 林班口小班の境界標 373 に至り、同所から同川左岸を東進し道道別海厚岸線の道路敷界との交点に至り、同所から同道路敷地横断方向に引いた直線を南進し字糸魚沢 1235 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同字 1211 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し別寒辺牛 1 号農道の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南進し字別寒牛 83 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し別寒辺牛川の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を南に進み同字 77 番地と国有未開地との境界線の交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南進し同字 17 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同字 20 番地と国有未開地との境界線との交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南西に進み同字 1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字 9 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字 8 番地の境界線に至り、同所から同境界線を東進し字チライカリベツ 29 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字 28 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字 2 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字 26 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字 27 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み字別寒辺牛 7 番地の境界線との交点に至り、同所から道有林の境界線を南進し字神岩 62 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 63 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字 30 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同番地の南西端に至り、同所から同所から真南を見透した線を南進し起点に至る線に囲まれた区域（国道 44 号の道路敷地の区域を除く。）

【トライベツ】 厚岸郡厚岸町字若松 4 番地と字トライベツ 495 番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に 300m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し字若松 3 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林 201 林班口小班の東端とを結ぶ直線を南西に進み同小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林 312 林班口小班と同林班ロ-01 小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域

【国有林】 川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林 201 林班り小班、ロ小班及びロ 1 小班（202 林班ニ 2 小班に隣接する 201 ロ小班的南側境界線以南の国有林道 PF 第 4 支線沿いの区間を除く。）、202 林班ニ小班及びニ 2 小班、203 林班ハ小班、204 林班ハ小班、205 林班ニ小班、206 林班ハ小班、207 林班ヘ小班、208 林班ホ小班、210 林班ト小班及びト 2 小班、211 林班ハ小班及びハ 2 小班、212 林班ロ小班、213 林班ニ小班、214 林班ニ小班、218 林班ロ小班、224 林班ホ小班、225 林班ニ小班、226 林班ホ小班、228 林班ヘ小班、229 林班ハ小班、232 林班ロ小班、233 林班ハ小班、234 林班お 1 小班及びハ小班、236 林班と小班及びロからトまでの各小班、312 林班ロ小班並びに 313 林班ロ小班的区域、並びにこれらの国有林班内の林道の区域

【大別川】 厚岸郡厚岸町字サンヌシ 31-5 番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同字 42 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字 49 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ 50 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道 44 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

【チャンベツ南部】 川上郡標茶町字チャンベツ 16-2 番地南端と厚岸町と標茶町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北進し 17 番地の西側境

界線を延長した線との交点に至り、同所から同延長線を北進し同番地の南端に至り、同所から同番地の境界線を北進し 15-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し 16-2 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

【チャンベツ北部】 根釧西部森林管理署管内国有林 213 林班二小班の境界線と川上郡標茶町字チャンベツ 16-3 番地の南側境界線を延長した線との交点を起点とし、同所から同延長線を南進し同番地に至り、同所から同番地の境界線を南進し国有林 225 林班二小班の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

【藻散布沼】 厚岸郡浜中町字藻散布の藻散布橋の西側境界線と藻散布沼汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を西進し字藻散布 256 番地の北端から方位 0 度方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字 260 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 262 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 263 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み 264 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 265 番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を西進し藻散布川の中心界との交点に至り、同所から同中心界を北進し藻散布川の中心界との交点に至り、同所から同川を北進し道有林釧路管理区 49 林班 57 小班の南端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同小班の境界線に至り、同所から道有林の境界線を北東に進み同字 254 番地と同字 253 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を東進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し藻散布橋に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

【火散布沼】 厚岸郡浜中町字火散布の火散布橋の北西側境界線と火散布沼汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み字火散布 347 番地の西端から方位 0 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し道有林釧路管理区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林 2 班

4 小班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し道有林 45 林班 20 小班の北側境界線で延長した線との交点に至り、同所から同線を北西に進み民有林 2 林班 14 小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し道有林 45 林班 22 小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し民有林 2 林班 15 小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み道有林 43 林班 1 小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同 1 小班と同字 325 番地との境界線との交点に至り、同所から同所から方位 180 度の方向に引いた直線を南進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し同字 322 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 323 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南進し字北の沢 47 番地の西端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字 49 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字 48 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し道有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し火散布 3 番地と同字 4 番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を南西に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み火散布橋との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

【霧多布・琵琶瀬湾】 厚岸郡浜中町の道道琵琶瀬茶内停車場線の南側道路敷地界と琵琶瀬川右岸河川敷地界との交点を起点とし、同所から同河川敷地界を北進し字六番沢 6022 番地の境界線との交点に至り、同所から同線を北進し字霧多布湿原 9000 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し大沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北東に進み同字 6008-15 番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み若山沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北西に進み同字 2 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み新川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し同川右岸と字新川 38 番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同番地の南端に至り、同所から字新川と字新川西 1 丁目との境界線を北西に進み字新川西 1 丁目 145 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み道道別海厚岸線の道路敷地界から西に 100m の距離を置いて引

いた線との交点に至り、同所から同線を南進し字仲の浜 117 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道霧多布厚岸線の道路敷地界から西に 100m の距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同字 121 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し泥川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進し琵琶瀬湾海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し字湯沸 506 番地の北端から方位 270 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字 9000 番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北西端に至り、同所から同所から方位 0 度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から対岸の岬を見透した線を西進し同岬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬 738-1 番地の南端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海厚岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し琵琶瀬 718 番地の南西端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し字霧多布湿原 19 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字 17 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字 20 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と同字 10 番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字 9 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み字四番沢 185 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字 186 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北西に進み町道三番沢道路の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み道道琵琶瀬茶内停車場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた区域並びに霧多布島及び嶮暮帰島の平均海面時の海岸線から沖合 500m 以内にある岩礁

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで（20 年間）

（４）国指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区

（５）国指定鳥獣保護区の指定目的

厚岸・別寒辺牛・霧多布及び周辺地域には多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は 49 科 223 種、哺乳類は 9 科 31 種である。当該地域には湖沼、湿原、内湾等が広く含まれていることから、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。また、沿岸域の海蝕崖及び離岸礁は海鳥類の集団繁殖地となっている。生態系の頂点に位置する猛禽類や沿岸部の海鳥類等の多様さは、自然生態系が原始的な様相を保っていることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等の希少な鳥類も数多く確認されている。

このように、当該区域はガンカモ類やシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の大規模渡来地であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する国指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

（１）保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 13,064ha (11,271 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	3,166 ha (116 ha)
農耕地	316 ha (0 ha)
水面	5,004 ha (3,963 ha)
その他	4,578 ha (7,192 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 4,757 ha (4,557 ha)

国有林 1,810ha	{ <table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>1,810 ha</td> </tr> <tr> <td>(1,810 ha)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他所管</td> <td>— ha</td> </tr> </table>	林野庁所管	1,810 ha	(1,810 ha)		他所管	— ha	制限林	1,679 ha (0 ha)
		林野庁所管	1,810 ha						
		(1,810 ha)							
他所管	— ha								
		普通林	131 ha (1,810 ha)						
国有林以外の国有地 (財務省所管)	2,947 ha (2,743 ha)								

地方公共団体有地 1,003 ha (509 ha)	都道府県有地	106 ha (8 ha)
	市町村有地	897 ha (501 ha)

私有地等 2,300 ha (2,242 ha)

公有水面 5,004 ha (3,963 ha)

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別保護地区	— ha
		自然環境保全地域普通地区	— ha

自然公園法による地域	7,025 ha (6,246 ha)	特別保護地区	— ha
(名称: 厚岸道立自然公園)		特別地域	6,281 ha (6,108ha)
		普通地域	744 ha (138 ha)

文化財保護法による地域 803 ha (837 ha)

(名称: 霧多布泥炭形成植物群落 (国指定天然記念物))

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は北海道東部の厚岸郡厚岸町、浜中町及び川上郡標茶町にまたがる厚岸湖、霧多布湿原、火散布沼、藻散布沼及び別寒辺牛川流域を含む区域及び琵琶瀬湾とその周辺の離島及び離岩礁を含む区域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、根釧台地と称される広大で平坦な海蝕準平原様の地形を呈しており、標高 60～170m である。その中に霧多布泥炭地や厚岸湖などの低地や沈水地が分布している。地質は堆積岩であり、最下位は基盤である根室層群（白亜紀-古第三紀）、その上を含炭の浦幌層群（古第三紀）が不整合に覆っている。これら両層群はともに堅い岩盤地層である。別寒辺牛湿原及び霧多布湿原の泥炭層の下層は沖積層から構成され、この地層は最も新しい地質時代の堆積物で未凝固の軟らかいものである。火散布沼及び藻散布沼は海跡湖であり、沼全体が浅く湖岸が入り組んだ汽水湖となっている。太平洋岸の更新世段丘は断崖で海と接しており、嶮暮帰島ではその高さは 50～80m に達する。

ウ 植物相の概要

当該地域は、霧多布湿原及び別寒辺牛湿原の 2 つの大規模な湿原を有しており、霧多布湿原はミズゴケ主体の高層湿原が多いのに対し、別寒辺牛湿原は主にヨシ、スゲの低層湿原となっており好対照な景観を形成している。別寒辺牛川中流域の本流と支流トライブツ川に挟まれた沖積低地には発達した高層湿原があり、ガンコウラン、イソツツジ、ヒメシヤクナゲ等の群落が見られる。湖沼岸沿いに分布する塩湿地群落、水生植物群落のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林等の森林を含めて良好な自然環境を形成している。特に霧多布湿原の中央部 803ha は「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されている。

エ 動物相の概要

当該地域には、北海道内に生息している陸生哺乳類及び鳥類の大半の種が生息している。当該地域には、湖沼や湿原、内湾等が広く含まれていることから、多

様なガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。当該地域内の湖沼や内湾では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒシクイ、ツクシガモ、アカアシシギ、セイタカシギ等が確認されている。また、当該地域内の湿原では、国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ等の飛来、繁殖が確認されている。さらに、当該地域内の沿岸域及び周辺の離島や離岩礁では、絶滅危惧ⅠA類のチシマウガラス、絶滅危惧ⅠB類のヒメウ等の希少な海鳥が繁殖している。当該地域内の河川における魚類相も豊かであり、サケ科サケ、カラフトマス、サクラマス、イトウ、キュウリウオ科シシャモ、ワカサギ、チカ、シラウオ科シラウオ等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別紙のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|--------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 50 本 |
| (2) 案内板 | 5 基 |

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獸保護区
厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区
指定計画書
(案)

平成 年 月
環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区のうち、以下の区域及び水域を除いた区域

【厚岸・別寒辺牛】 北海道厚岸郡厚岸町内の私有地の区域（厚岸町字別寒辺牛1番から8番までの区域を除く。）、同郡標茶町の区域、厚岸町字別寒辺牛の糸魚沢林道敷地の区域、JR根室本線路用地の区域、JR根室本線用地界以北に位置する国道44号の中央線から南側に100mの幅をおいて引いた線と国道44号の北側道路敷地界から北側に100mの幅をおいて引いた線との間の区域及び道道上風連大別線の道路敷地の区域

【厚岸湖】 同郡厚岸町字東梅31-348番地と31-349番地との境界線を延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み厚岸大橋に至り、同所から同橋を北進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し町道港町西5の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、町道港町西5の中央線を延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み字住の江町1丁目60番地と63番地との境界線を延長した線との交点に至る線から沖合200m以内の水域及び同字1丁目60番地と63番地との境界線を湖面側に延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北進し町道住の江町6号線の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域

【トライベツ】 トライベツ地区の全域

【国有林】 川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林201林班り小班、ロ小班（202林班二小班に隣接する区域を除く。）、及びロ1小班、202林班二2小班、203林班ハ1小班、204林班ハ1小班、205林班二小班、206林班ハ1小班、207林班へ小班、208林班ホ小班、210林班ト2小班、211林班ハ2小班、212林班ロ小班、213林班二小班、214林班二小班、218林班ロ小班、224林班ホ小班、225林班二小班、226林班ホ小班、228林班へ小班、229林班ハ1小班、232林班ロ小班、233林班ハ1小班、234林班お1小班及びハ1小班、236林班と小班及びロからトまでの各小班312林班ロ小班並びに313

林班口小班の区域並びにこれらの国有林内の林道の区域

【大別川】 厚岸郡厚岸町字サンヌシ 31－5 番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同字 42 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字 50 番地と大別川河川敷地界との境界線との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道 44 号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

【藻散布沼】 厚岸郡浜中町字藻散布 203－12 番地の北西端と同字 190－2 番地の西端とを結んだ直線より東側の区域

【火散布沼】 厚岸郡浜中町字火散布 11 番地の西端から方位 261 度の方向に引いた直線より南側の区域

【霧多布】 道道琵琶瀬茶内停車場線道路敷地の区域、浜中町字仲の浜 120 番地と同字 121 番地との境界線と泥川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南進し琵琶瀬湾海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し字湯沸 506 番地の北端から方位 210 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字 9000 番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北端に至り、同所から同所から方位 0 度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から対岸の岬を見透した線を西進し同岬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬 738－1 番地の南端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海厚岸線の道路標地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し琵琶瀬 718 番地の南西端から方位 180 度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字 717 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字 716 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字 715 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字 716 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字琵琶瀬 476－1 番地の境界線との交点

に至り、同所から同境界線を西進し字霧多布湿原 6002-16 番地の境界線との交点に至り、同所から同字から同字 6005-16 番地と字琵琶瀬 476-1 番地との境界線を延長した線を北東にすすみ琵琶瀬大沼川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し琵琶瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し字霧多布 25 番地と同字 26 番地との境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を東進し同字 121 番地との泥川右岸との交点に至り、同所から字仲の浜 120 番地の南側境界線を延長した線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

厚岸・別寒辺牛・霧多布及び周辺地域には多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は 49 科 223 種、哺乳類は 9 科 31 種である。当該地域には湖沼、湿原等が広く含まれていることから、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として重要な位置を占めている。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や沿岸部の海鳥類等の多様さは、自然生態系が原始的な様相を保っていることを示している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等の希少な鳥類も数多く確認されている。

当該地域のうち、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）における特別天然記念物でもあるタンチョウの繁殖が確認され、特に生態系の環境が良好で、野生鳥獣の生息、繁殖等の場として重要な区域を、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 9,039ha (7,781 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,189 ha (0 ha)
農耕地	9 ha (0 ha)
水 面	3,787 ha (3,578 ha)
その他	4,054 ha (4,203 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 3,182 ha (2,980 ha)

{ <table> <tr> <td>国有林 478 ha (478 ha)</td> <td rowspan="2"> { <table> <tr> <td>林野庁所管 478 ha (478 ha)</td> <td rowspan="2"> { <table> <tr> <td>制限林 478 ha (0 ha)</td> </tr> <tr> <td>普通林 — ha (478 ha)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>其他所管 — ha</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>国有林以外の国有地 (財務省所管)</td> <td>2,704 ha (2,502 ha)</td> </tr> </table>	国有林 478 ha (478 ha)	{ <table> <tr> <td>林野庁所管 478 ha (478 ha)</td> <td rowspan="2"> { <table> <tr> <td>制限林 478 ha (0 ha)</td> </tr> <tr> <td>普通林 — ha (478 ha)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>其他所管 — ha</td> </tr> </table>	林野庁所管 478 ha (478 ha)	{ <table> <tr> <td>制限林 478 ha (0 ha)</td> </tr> <tr> <td>普通林 — ha (478 ha)</td> </tr> </table>	制限林 478 ha (0 ha)	普通林 — ha (478 ha)	其他所管 — ha	国有林以外の国有地 (財務省所管)	2,704 ha (2,502 ha)
	国有林 478 ha (478 ha)		{ <table> <tr> <td>林野庁所管 478 ha (478 ha)</td> <td rowspan="2"> { <table> <tr> <td>制限林 478 ha (0 ha)</td> </tr> <tr> <td>普通林 — ha (478 ha)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>其他所管 — ha</td> </tr> </table>		林野庁所管 478 ha (478 ha)	{ <table> <tr> <td>制限林 478 ha (0 ha)</td> </tr> <tr> <td>普通林 — ha (478 ha)</td> </tr> </table>	制限林 478 ha (0 ha)	普通林 — ha (478 ha)	其他所管 — ha
林野庁所管 478 ha (478 ha)	{ <table> <tr> <td>制限林 478 ha (0 ha)</td> </tr> <tr> <td>普通林 — ha (478 ha)</td> </tr> </table>	制限林 478 ha (0 ha)		普通林 — ha (478 ha)					
制限林 478 ha (0 ha)									
普通林 — ha (478 ha)									
其他所管 — ha									
国有林以外の国有地 (財務省所管)	2,704 ha (2,502 ha)								

地方公共団体有地 396 ha (329 ha)	{	都道府県有地	1 ha (0 ha)
		市町村有地	395 ha (329 ha)

私有地等 1,674 ha (894 ha)

公有水面 3,787 ha (3,578 ha)

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha 自然環境保全地域特別保護地区 — ha

自然環境保全地域普通地区 — ha

自然公園法による地域 6,128 ha (6,047 ha) 特別保護地区 — ha

(名称: 厚岸道立自然公園) 特別地域 5,952 ha (5,918ha)

普通地域 176 ha (129 ha)

文化財保護法による地域 803 ha (837 ha)

(名称: 霧多布泥炭形成植物群落 (国指定天然記念物))

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は北海道東部の厚岸郡厚岸町、浜中町及び川上郡標茶町にまたがる厚岸湖、霧多布湿原、火散布沼、藻散布沼及び別寒辺牛川流域を含む区域である。

イ 地形、地質等

当該地域は、根釧台地と称される広大で平坦な海蝕準平原様の地形を呈しており、標高 60~170mである。その中に霧多布泥炭地や厚岸湖などの低地や沈水地が分布している。

地質は堆積岩であり、最下位は基盤である根室層群（白亜紀—古第三紀）、その上を含炭の浦幌層群（古第三紀）が不整合に覆っている。これら両層群はともに堅い岩盤地層である。別寒辺牛湿原及び霧多布湿原の泥炭層の下層は沖積層から構成され、この地層は最も新しい地質時代の堆積物で未凝固の軟らかいものである。火散布沼及び藻散布沼は海跡湖であり、沼全体が浅く湖岸が入り組んだ汽水湖となっている。

ウ 植物相の概要

当該地域は、霧多布湿原及び別寒辺牛湿原の2つの大規模な湿原を有しており、霧多布湿原はミズゴケ主体の高層湿原が多いのに対し、別寒辺牛湿原は主にヨシ、スゲの低層湿原となっており好対照な景観を形成している。別寒辺牛川中流域の本流と支流トライベツ川に挟まれた沖積低地には発達した高層湿原があり、ガンコウラン、イソツツジ、ヒメシャクナゲ等の群落が見られる。湖沼岸沿いに分布する塩湿地群落、水生植物群落のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林等の森林を含めて良好な自然環境を形成している。特に霧多布湿原の中央部 803ha は「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されている。

エ 動物相の概要

当該地域には、北海道内に生息している陸生哺乳類及び鳥類の大半の種が生息している。当該区域には、湖沼や湿原、内湾等が広く含まれていることから、多様なガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地となっている。当該地域内の湖沼や内湾では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のヒシ

クイ、ツクシガモ、アカアシシギ、セイタカシギ等が確認されている。また、当該地域内の湿原では、国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ等の飛来、繁殖が確認されている。当該地域内の河川における魚類相も豊かであり、サケ科サケ、カラフトマス、サクラマス、イトウ、キュウリウオ科シヤマモ、ワカサギ、チカ、シラウオ科シラウオ等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|------|
| (1) 特別保護地区用制札 | 30 本 |
| (2) 案内板 | 5 基 |

		チゴハヤブサ		
		コチョウゲンボウ		
		アカアシチョウゲンボウ		
		チョウゲンボウ		
キジ目	ライチョウ科	エゾライチョウ	DD	
	キジ科	ウズラ	VU	
ツル目	ツル科	タンチョウ	VU、国内希少、特天	○
		ナベヅル	VU、国内希少	
		カナダヅル		
		マナヅル	VU	
	クイナ科	クイナ		
		ヒクイナ	NT	
		オオバン		
チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ		
	チドリ科	ハジロコチドリ		
		シロチドリ	VU	
		メダイチドリ		○
		ムナグロ		○
		ダイゼン		
		タゲリ		
	シギ科	キョウジョシギ		
		トウネン		○
		ヒバリシギ		
		アメリカウズラシギ		
		チシマシギ	DD	
		ハマシギ	NT	○
		サルハマシギ		
		コオバシギ		
		オバシギ		
		ミュビシギ		
		エリマキシギ		○
		コモンシギ		
		オオハシシギ		
		ツルシギ	VU	○
		アカアシシギ	VU	○
		コアオアシシギ		○
		アオアシシギ		○
		コキアシシギ		
		タカブシギ	VU	○
		メリケンキアシシギ		
		キアシシギ		○
		イソシギ		○
		ソリハシシギ		
		オグロシギ		○
		オオソリハシシギ	VU	○
		チュウシャクシギ		○
		ハリモモチュウシャク		
		ヤマシギ		○
		オオジシギ	NT	○
	セイタカシギ科	セイタカシギ	VU	
	カモメ科	ユリカモメ		○
		セグロカモメ		○
		オオセグロカモメ		○
		ワシカモメ		○
		シロカモメ		○
		カモメ		○
		ウミネコ		○
		ミツユビカモメ		
		カナダカモメ		
		ハジロクロハラアジサシ		
		アジサシ		○
		コアジサシ	VU	
	ウミスズメ科	ウミガラス	CR、国内希少	
		エトピリカ	CR、国内希少	

		ケイマフリ	VU	
ハト目	ハト科	キジバト		○
		アオバト		○
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ		○
		ツツドリ		○
フクロウ目	フクロウ科	シマフクロウ		
		コミミズク		
		オオコノハズク		
		エゾフクロウ		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT	
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ		○
		アマツバメ		
ブッポウソウ目	カワセミ科	エゾヤマセミ		
		アカショウビン		
		カワセミ		○
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ		
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ		○
		ヤマゲラ		○
		クマガラ	VU、国天	○
		エゾアカゲラ		○
		エゾオオアカゲラ		
		コアカゲラ		
		エゾコゲラ		○
スズメ目	ヒバリ科	コヒバリ		
		ヒバリ		○
		ハマヒバリ		
	ツバメ科	ショウドウツバメ		○
		ツバメ		
		イワツバメ		
	セキレイ科	ツメナガセキレイ		
		キガシラセキレイ		
		キセキレイ		
		ハクセキレイ		○
		セグロセキレイ		
		ビンズイ		○
		ムネアカタヒバリ		
		タヒバリ		○
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ		○
	モズ科	モズ		○
		オオモズ		
	ミソサザイ科	ミソサザイ		○
	ツグミ科	コマドリ		○
		シマゴマ		
		ノゴマ		○
		コルリ		○
		ルリビタキ		
		ノビタキ		○
		トラツグミ		○
		クロツグミ		
		アカハラ		○
		シロハラ		
		ツグミ		
	ウグイス科	ウグイス		○
		エゾセンニュウ		○
		シマセンニュウ		○
		マキノセンニュウ	NT	○
		コヨシキリ		○
		オオヨシキリ		○
		エゾムシクイ		○
		センダイムシクイ		○
		キクイタダキ		
	ヒタキ科	キビタキ		○
		オオルリ		
		サメビタキ		

	エゾビタキ		
	コサメビタキ		
エナガ科	シマエナガ		○
シジュウカラ科	ハシブトガラ		○
	コガラ		
	ヒガラ		○
	ヤマガラ		
	シジュウカラ		○
ゴジュウカラ科	シロハラゴジュウカラ		○
キバシリ科	キタキバシリ		
メジロ科	メジロ		
ホオジロ科	ホオジロ		
	ホオアカ		
	シマアオジ	CR	○
	アオジ		○
	クロジ		
	オオジュリン		○
アトリ科	アトリ		
	カワラヒワ		○
	マヒワ		
	ベニヒワ		○
	ベニマシコ		○
	ウソ		○
	イカル		○
	シメ		○
ハタオリドリ科	ニューナイスズメ		
	スズメ		○
ムクドリ科	コムクドリ		○
	ムクドリ		
コウライウグイス科	コウライウグイス		
カラス科	ミヤマカケス		○
	ホシガラス		
	ハシボソガラス		○
	ハシブトガラス		○
合計	18目	49科	223種

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
レドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
レドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
国天:国指定天然記念物
特天:国指定特別天然記念物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣に指定された鳥獣。

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	トウキョウトガリネズミ ヒメトガリネズミ エゾトガリネズミ オオアシトガリネズミ	VU
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ ウスリホオヒゲコウモリ カグヤコウモリ ウスリドーベントシコウモリ ホンドノレンコウモリ ヒメホリカワコウモリ チチブコウモリ ニホンウサギコウモリ ニホンコテングコウモリ	VU VU
ウサギ目	ウサギ科	エゾユキウサギ	○
ネズミ目	リス科	エゾリス エゾシマリス エゾモモンガ	DD ○
	ネズミ科	ミカドネズミ エゾヤチネズミ エゾアカネズミ カラフトアカネズミ エゾヒメネズミ ホンドハツカネズミ ニホンドブネズミ	
ネコ目	クマ科	エゾヒグマ	○
	イヌ科	エゾタヌキ キタキツネ	○
	イタチ科	ホンドイタチ ニホンイイズナ ミンク	特定外来 ○
ウシ目	シカ科	エゾシカ	○
合計	6目	9科	31種

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

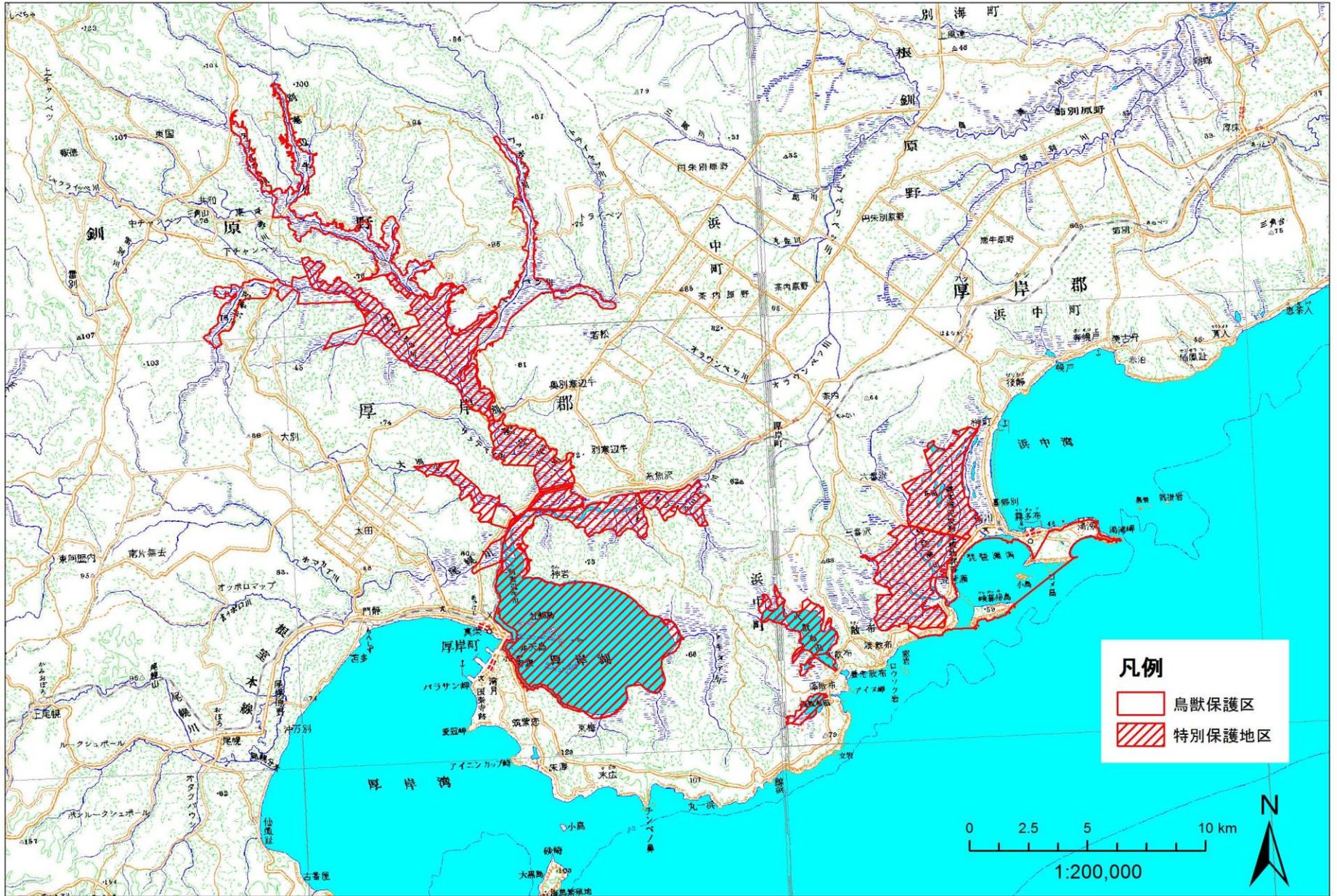
特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

国天:国指定天然記念物

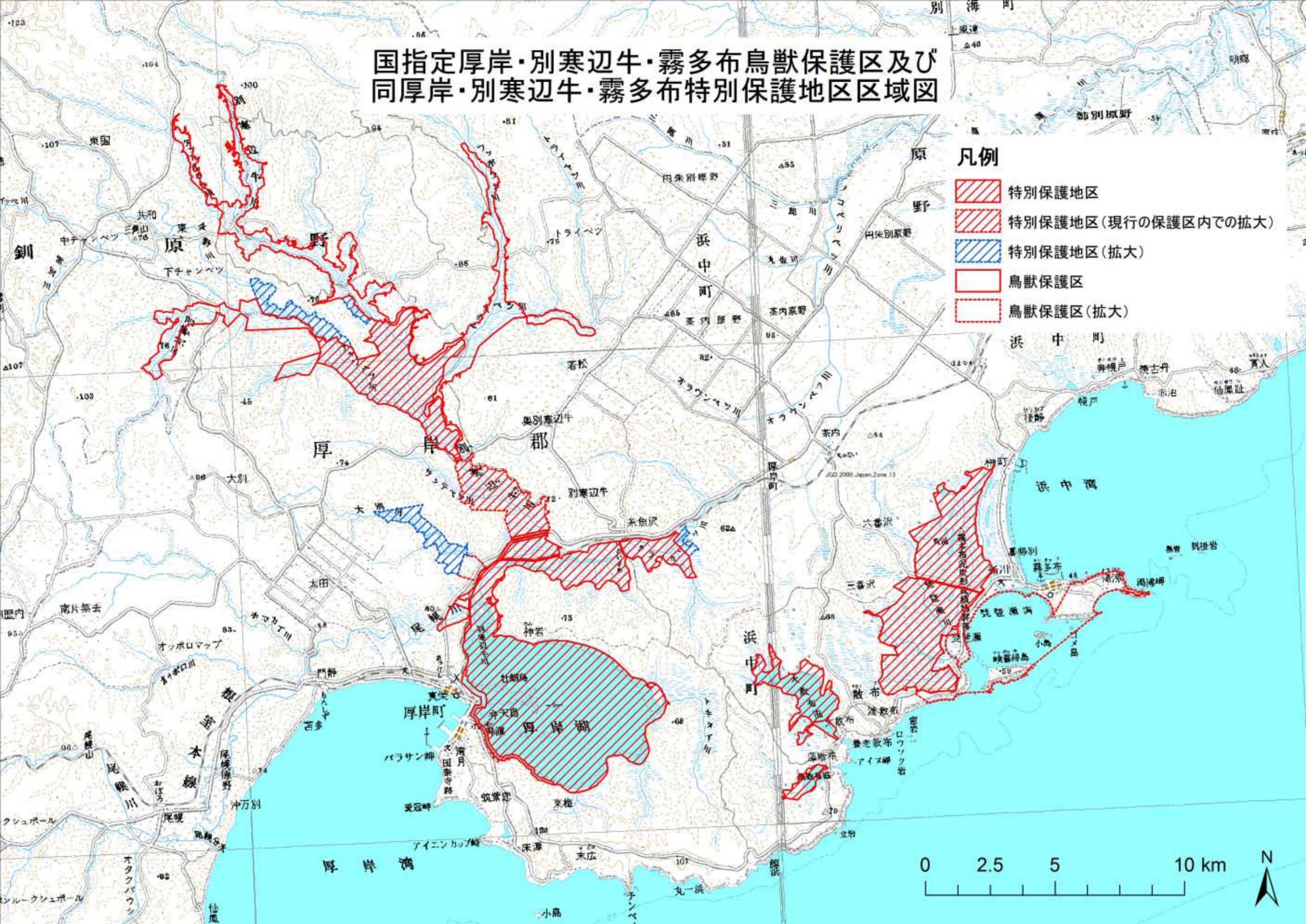
特天:国指定特別天然記念物

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣に指定された鳥獣。

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及び 同厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区位置図



国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及び 同厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区区域図



凡例

- 特別保護地区
- 特別保護地区(現行の保護区内での拡大)
- 特別保護地区(拡大)
- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区(拡大)

